

山口県報

平成 25 年
3月 1日
(金曜日)

目 次

県議会規程
政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………



山口県議会規程第一号

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年三月一日

山口県議会議長 柳 居 俊 学

政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成十三年山口県議会規程第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

第一条中「政務調査費の交付に関する条例」を「政務活動費の交付に関する条例」に改める。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

別記第一号様式中「政務調査費の交付を」と「政務活動費の交付を」に「政務調査費の交付に関する条例」と「政務活動費の交付に関する条例」を改める。

別記第二号様式中「（第 4 条関係）」と「（第 3 条関係）」に「政務調査費の交付に関する条例」と「政務活動費の交付に関する条例」を改める。

附 則

この規程は、平成二十五年三月一日から施行する。

平成二十五年三月一日
発行

発行
行人所

山口県知事
山